【介護職員等処遇改善加算について 】

亀田病院では、 令和６年６月の介護報酬改定により「介護職員等処遇改善加算」を算定して おります。
当該加算の算定において、介護サービス事業者は「見える化」を行う必要があります。

※「見える化」とは、当該加算に基づく取り組みについて、介護サービスの情報公表制度や自社ホームページを活用し、
当該加算の取得状況や賃金以外の待遇の改善、職場環境の改善に関する具体的な取り組みを公表することです。

当該加算における賃金以外の具体的な取り組みとして、対象となるサービス
算定する加算、職場環境等整備状況に ついて、以下のとおりとなっています。

【対象となるサービス】

・（介護予防）通所リハビリテーション・介護職員等処遇改善加算

【職場環境等要件について】

区分	内容
入職促進に向けた取 組	○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用
	○地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリ アアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する学会、研修会参加費用制度の策定
	○キャリア段位制度と人事考課との連動
	○上位者によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働 き方の推進	○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
	○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの導入
	○有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消を行っている
腰痛を含む心身の健 康管理	○業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の確保
	○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックがある
	○事故・トラブルへの対応マニュアル、体制の整備
生産性向上（業務改 善 及 び 働く 環 境 改 善）のための取組	○厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動として朝礼・終礼の実施
	○現場の課題の見える化（ホワイトボードでの共有）を実施
	○介護ソフト、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導 入
	○職員間の連絡 調整の迅速化に資するICT機器（チャットツール）の導入
	○業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備するためのマニュアルを導入
やりがい・働きがい の醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の 改善
	○利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	○ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供